

英国の廃止措置における事業者と政府の役割分担はどうなっているか？

策や事業環境の成立経緯等の違いから、政府が廃止措置に様々な形で関与している事例もある。本稿では、原発を積極的に活用しようとしている英國の廃止措置の特徴について述べる。

EDFの責任と分離された（外部・分離勘定型）基金であり、廃止措置に関する用途にのみ使用可能である。NLFに事業者が拠出した額で不足する場合には政府が賄うことになつており、民营化対象の炉の廃止措置の資金を最終的に確保する責任は政府にある。

Eに買収されることになったが、BE再建の際の条件（先述した一定の拠出金等）を承継したことで、その炉の廃止措置を担うEDFの責任は有限である。

話した火の原上指揮官は、
政府が強く関与せざるを得なかつた経緯を説き、
まえ、新設炉の廃止措置については、事業者
の責任で完了できるとするうな制度整備に政府が
尽力したと言える。

廃止措置を含めて、事業者が適切な事業運営を行えば十分な利益が確保できる事業環境の整備をする必要があり、それを考える上で英國の事例は参考になるだろう。

**【田舎化の弊害
廃止措置の責任は事業者と政府で分担】**

責任は政府にある。 AGRの廃止措置に 【今後の原子力発電】

上野電力中央研究所社員登録

附註

策や事業環境の成立経緯等の違いから、政府が廃止措置に様々な形で関与している事例もある。本稿では、原子力発電を積極的に活用しようとしている英国内の廃止措置の特徴について述べる。

政府が強く関与せざるを得なかつた経緯を踏まえ、新設炉の廃止措置については、事業者の責任で完了できるような制度整備に政府が尽力したと言える。

FDPは、安定して得られる収入から、廃上部置費用を着実に確

廃止措置を含めて、事業者が適切な事業運営を行えば十分な利益が確保できる事業環境の整備をする必要があり、それを考へる上での英國の事例は参考になります。

新設促進と表裏一体で 事業者の措置を後押し

措置については、発生者負担原則に基づき、一般的に、事業者が一義的な責任を負う。

勘定型の廃止措置基金を設けることが求められている。原子力事業が国営だった時期に建てるという視点が必要である。NDAやNLF、FDP等の機能のみに着目するのではなく、今後の原子力

ゼミナール

原子力発電

接の資金提供を受け、
て、公的機関である直
子力廃止措置機関（N
DA）によつて実施さ
れている。

に移転されるサイクル
ウェルBの廃止措置については、NLFによる資金提供によって、EDF-Eが実施するところになっている。

種々な施策を実施している。その前提の下、建設中のヒンクリー・ポートCを含めた新設炉の廃止措置については、資金確保および実施の責任は事業者が負うべきである。この点に問題がある。建設中のヒンクリー・ポートCを含めた新設炉の廃止措置については、資金確保および実施の責任は事業者が負うべきである。この点に問題がある。

ウェルBの廃止措置については、NLFによる資金提供によって、EDFEが実施するところになっている。

民営化対象の炉の廃止措置の責任は、事業者と政府によって分担されているが、事業者の責任は有限であり、政府が最終的な責任を担っている点が英国の特徴である。民営化後にこれらの中を所有・運転していたBritish Energy (BE) の経営危機に際して、再建のために政府が前面に出で廃止措置の責任を負うことで、その炉の廃止措置を担うEDFEの責任は有限である。

建設中のヒンクリー・ポートアーガムントCを含めた新設炉の廃止措置については、資金確保および実施の責任は事業者が負う。廃止措置のための適切な資金確保の見通しを示すために、建設開始前に、事業者は、廃止措置基金プログラム(FDP)を作成し、国務大臣の承認を得ることとなっている。FDPでは、外部・分離勘定型の廃止措置基金を設けることが求められている。原子力事業が国営だった時期に建設した炉の廃止措置に政府が強く関与せざるを得なかつた経緯を踏まえ、新設炉の廃止措置については、事業者の責任で完了できるような制度整備に政府が尽力したと言える。FDPは、安定して得られる収入から、廃止措置費用を着実に確
めのものであり、新設促進策と表裏一体と見なすことができる。長期間にわたる廃止措置の円滑な遂行のためには、一義的な責任を負う事業者が、廃止措置に必要な資金を着実に蓄積できる健全な経営基盤を維持できるような措置が重要である。

英国の廃止措置の事例を理解するには、廃止措置を含めた原子力政策全体の在り方を考えるという視点が必要である。NDAやNL F、FDP等の機能のみに着目するのではなく十分で、今後の原子力発電の活用の在り方を見据えた上で、それぞれの仕組みの位置付けを把握することが求められる。

日本においても、エネルギー政策における原子力発電の役割を政府が明確にした上で、廃止措置を含めて、事業者が適切な事業運営を行えば十分な利益が確保できる事業環境の整備をする必要があり、それを考える上で英國の事例は参考になるだろう。(隔週で掲載します)

保する見通しを示すためのものであり、新設促進策と表裏一体と見なすことができる。長期間にわたる廃止措置の円滑な遂行のためには、一義的な責任を負う事業者が、廃止措置に必要な資金を着実に蓄積できる健全な経営基盤を維持できるような措置が重要である。

英國の廃止措置の事例を理解するには、廃止措置を含めた原子力政策全体の在り方を考えるという視点が必要である。NDAやNL F、FDP等の機能のみに着目するのではなく十分で、今後の原子力発電の活用の在り方を見据えた上でのそれぞれの仕組みの位置付けを把握することが求められる。

日本においても、エネルギー政策における原子力発電の役割を政府が明確にした上で、廃止措置を含めて、事業者が適切な事業運営を行えば十分な利益が確保できる事業環境の整備をする必要があり、それを考慮する上で英國の事例は参考になるだろう。

(隔週で掲載します)

電力中央研究所
主任研究員
社

云經濟研究所

稻村
智昌

いなむら・ともあき||
2010年度入所、専門
原子力政策分野。博士